

したがって、その経営状況や財政が厳しいことを理由に、興行を優先するとなれば、興行が行われている間、府民は体育館をスポーツに供することができなくなり、府民のスポーツ振興が妨げられることになる。これは、府民のスポーツ振興という体育館本来の目的を度外視することになり、体育館の存在意義をも否定しかねる可能性が生じるであろう。それゆえに、興行の積極的な誘致活動による収入の増加は見込むことはできないのである。

(4) その他

上記の他、収入を検証した結果、以下の現状につき改善を検討する必要がある。

会議室は年間を通して非常に空きが多い。これは、興行や大会等、競技場の全面使用とあわせて使用される以外、会議室単独での使用がないためである。会議室だけの使用について特に募集や広告も行っていない。

既述のように、体育館は、府のスポーツ振興の拠点として積極的にスポーツ振興を推進しているようであるが、スポーツ振興事業にかかる収入は減少している。

2. 入札にかかる予定価格の見直しと委託業務の履行

体育館においては、設備保守管理、保安、清掃の3業務について、指名競争入札により業者を選定し外部委託を行っている。保安および清掃業務については、毎年入札を実施しているが、施設設備保守管理業務については、「設備の適切な保守管理という観点から、体育館の状況および設備への熟知が求められ、一定期間継続して業務にあたらせることが必要である。」として、京都府の他の施設と同様に、入札は3年に1度となっている。なお、平成16年度からは、毎年入札が行われる予定である。

以下は過去4年間の委託業務にかかる入札の状況である。

施設設備保守管理

(単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度
予定価格	随意契約	随意契約	————	随意契約
入札価格 A (入札価格／予定価格)			7,800 (—%)	
B			11,000	
C			13,000	
D			15,400	
E			22,000	
入札参加者			5	

保安業務

(単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度
予定価格	————	————	————	————
入札価格 A (入札価格／予定価格)	7,904 (—%)	5,200 (—%)	5,200 (—%)	4,980 (—%)
B	8,672	6,170	5,490	5,180
C	8,760	6,572	6,000	5,200
D	9,100	7,590	7,357	6,500
E	9,200	9,000	7,677	6,572
入札参加者数	21	18	8	10

清掃業務

(単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度
予定価格	————	————	————	————
入札価格 A (入札価格／予定価格)	5,400 (—%)	4,100 (—%)	3,650 (—%)	3,143 (—%)
B	6,480	4,800	3,780	4,429
C	6,600	5,050	3,936	4,500
D	7,410	5,296	6,500	5,000
E	7,500	5,500	6,500	5,700
入札参加者数	28	27	10	9

※ 予定価格は情報公開されていないため、「予定価格」および、それと入札価格との「比率」については、その記載を差し控えることとした。

※ 入札金額は、上位5社について記載している。

※ 上記の金額に消費税は含まれていない。

例年、多くの業者が入札に参加しており、多い年では28社にもものぼっている。ここで注目すべきことは、予定価格に対する落札価格の低さである。通常、予定価格は、競争入札の価格を予定し、事前に入札担当者により付される価格のことであって、該当する業務の「市場価格」が反映されているものである。

体育館の入札における落札価格（平成11年度から平成14年度）は、いずれの業務においても、平成12年度、平成13年度および平成14年度において、予定価格に対し相当低い価格で落札されているのである。いうまでもなく、競争入札制度においては、予定価格以下である限り、一番低い金額で入札した業者が落札することになる。

長引く不況の影響からか、入札価格は低下の一途をたどっている。もし、予定価格が、体育館で必要とする作業内容からそれにかかるコストを適正に計算し設定されているとするならば、それよりも低い金額で落札する業者にとってみれば、それに見合っ、相当厳しい状況での業務の遂行が要請されることになる。

もちろん、府の業務を請け負っているという社会的立場から、他の仕事を獲得しやすくなるというメリットが生じ、それゆえに、採算を度外視しているような業者も少なくないと聞く。しかしながら、適正価格に匹敵する予定価格に比して、相当低い価格で落札し、その業務を請け負うということは、換言すれば、請負業者にとっては、必要人員の半分で作業を行ったり、人件費の安いアルバイトに作業をさせたりといった相当に厳しいコスト削減が必要になるということである。

監査人は、清掃業務について、契約書に記載された内容が履行されているかを確認するため、現地調査を行った。清掃業務の契約書においては「健康体力相談室を週に1回掃き、水ぶきをする」と記載されているが、相談室のうち医務室を併用した箇所については、週に1度、床を掃いたり拭いたりしているような状況とは感じられなかった。

体育館は管理者として、委託した業務が契約書どおりに遂行されているか否かを日々確認し、できていなければ改善指導や勧告をすることが必要である。作業状況の確認や業者への指導は行っているとのことであったが、十分な指導は行われていないものとみられる。

以上のことから、委託業務についてはつぎの点の改善が望まれる。

- (1) 予定価格の設定に当たっては、適正な市場価格を反映できるよう、十分に吟味することが必要である。
- (2) 予定価格は適正に設定されているものの、厳しい経済情勢から、落札業者が予定価格に対し著しく低い金額を提示し落札される場合がある。とくにこの場合は、落札業者が契約通りの業務を履行できているかどうか、現場の職員が徹底した監督を行い、適切な履行がなされなければ、契約に基づいた契約解除を視野にいれた検討を行う必要がある。

3. 改修工事の計画性

つぎは過去5年間の「体育振興費」および「体育館費」に含まれる修繕費の内訳である。平成12年度には合計で1,000万円を超える修繕費が支出されているものの、これを除けば、50万円未満の比較的軽微な修繕を中心に年間約500万円が支出されている程度である。

(単位：千円)

実施年度	内容	金額	計
10年度	【体育振興費】		1,365
	給湯器取替	1,365	
	【体育館費】		6,620
	ボイラー取替	892	
	屋上防水改修	517	
	その他(50万円以下)	5,210	
11年度	【体育振興費】		1,870
	消防設備修繕	821	
	その他(50万円以下)	1,049	
	【体育館費】		3,198
	電気室コンデンサー用開閉器	987	
	その他(50万円以下)	2,211	
12年度	【体育館費】		10,959
	競技場扉等修理	546	
	防犯シャッター設置工事	2,499	
	女子更衣室給湯器取替工事	1,365	
	器具庫床塗装工事	2,415	
	その他(50万円以下)	4,134	

実施年度	内容	金額	計
13 年度	【体育館費】		4,990
	事務棟屋根塗装工事	546	
	卓球台研磨・塗装（20 台）	987	
	外周鉄柵塗装 その他（50 万円以下）	703 2,754	
14 年度	【体育館費】		5,968
	空調機電盤改修	1,988	
	ガラス窓保護枠	997	
	その他（50 万円以下）	2,982	

過去10年間に、本庁で執行された体育館にかかる大規模修繕の内訳は、つぎのとおりである。平成9年度以降工事はなされていないものの、過去10年間に合計7億4千万円を超える修繕費が支出されていることがわかる。

以下の大規模修繕については、予定価格と落札価格にかかる関係の調査を実施したが、指摘すべき事項はなかった。

(単位：千円)

実施年度	内容	金額	計
5 年度	第一競技場照明器具改修工事	42,745	42,745
7 年度	冷暖房設備改修工事		184,370
	機械設備工事	162,740	
	電気設備工事	21,630	
	身体障害者用施設設備工事		122,384
	主体工事	89,610	
	昇降機設備工事	15,450	
	機械設備工事 電気設備工事	5,665 11,659	
8 年度	屋根改修工事		380,070
	主体工事	339,900	
	設備工事	40,170	
	音響設備改修工事（単独随意契約）	12,300	12,300

※ 平成9年度以降、本庁執行工事はない。

平成7年に行われた冷暖房設備改修工事は、1億8千万円が投じられている。これは、特定フロンを使用する冷凍機および既設温水発生用ボイラーを撤去し、フロンを使用しない吸収式冷温水発生器を新設するためのものである。当該設備は、体育館全体を快適な温度に保つために、十分な能力を備えたものである。しかしながら、体育館においては、利用者からの依頼があったときにのみ有料（場合により無料）で稼働させているに過ぎず、その頻度は年間20日（19.8日、116.4時間）程度である。過去5年間の稼働実績はつぎのとおりである。

年度	冷房		暖房		合計		つどいが占める割合
	日数	時間	日数	時間	日数	時間	
10	9	61	11	58	20	119	35.0
11	12	77	11	65	23	142	30.4
12	5	30	11	62	16	92	43.8
13	13	73	11	59	24	132	29.2
14	6	42	10	55	16	97	43.8
5年平均	9.0	56.6	10.8	59.8	19.8	116.4	36.44

しかも、体育館の主催事業である「つどい(高齢者のつどい、障害者のつどい)」が、36%を占めているのである。この「つどい」を開催する場合の冷暖房費は、当然のことながら、体育館が負担している。

冷暖房設備改修工事をめぐっては、フロン対策という事情があったものの、現状では用意された設備がその能力を十分に発揮しているとは言い難いであろう。今後、高額な設備の整備に当たっては、上述と同様の事態を招くことがないよう、その必要性と効率性(投資額とその活用度合)を十分吟味しながら、検討すべきである。

また、第二競技場には冷暖房設備がないことも付言しておきたい。

4. 耐震調査後の改修工事の未着手

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災においては、6,300名余りの貴重な人命が失われた。死者のうち約80%は、建築物の倒壊等による圧迫や窒息により死亡し、建物等の被害については、昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさないものの被害が顕著であった。これを受けて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震促進法」という。)が審議されることとなり、平成7年10月20日、参議院本会議で可決・成立し、12月25日から施行された。

耐震促進法では、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所等多数の者が利用する建築物で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもののうち、建築基準法上耐震関係規定について既存不適格建築物であるものの所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないこと」とされた。

京都府立の施設のうち上記に該当するものは286棟であり、耐震調査の進捗状況および耐震調査の結果は、以下のとおりである。

耐震調査の状況

調査年度	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
調査棟数	43	71	24	32	24	17	17	22	16	20
進捗率(累計)%	15.0	39.9	48.3	59.4	67.8	73.8	79.7	87.4	93.0	100

※ 14年度までは実績、15年度以降は予定。

調査結果

(平成15年3月31日現在)(単位:棟)

調査済棟数	耐震改修の必要がない棟数	耐震改修の必要がある棟数	うち改修工事完了・継続中のもの
250	91	159	40

体育館は平成8年度という比較的早い時期に耐震調査が行われており、調査の結果「耐震改修の必要がある」との指摘を受け、耐震上安全な状態にするには下記のような改修工事が必要であると判断されている。

府立体育館耐震診断概要

	基準①	基準②
耐震安全性の目標	大地震動後、構造体の部分的な損傷は生じるが、耐力の低下は著しくなないことを目標とし、人命の安全確保が図られる。	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。
上記目標に達するため補強を要する箇所	(建築構造) 3階の一部箇所 (建築設備) 電気室、高架水槽等数箇所	(建築構造) 1.2.3階各階の一部箇所 (建築設備) 電気室、高架水槽等数箇所
補強方法	(建築構造) 大屋根を支える3階部分の柱に接する壁に耐震スリットを設置する。	(建築構造) 大屋根を支える1.2.3各階の柱に接する壁に耐震スリットを設置すると

	(建築設備) 電気設備改修工事, 機械設備改修工事を行う。	ともに, 1.2 各階の耐震壁を増厚する。 (建築設備) 電気設備改修工事, 機械設備改修工事を行う。
補強コスト	(建築構造) 7,400 千円 (外壁側にスリット設置) 9,320 千円 (内壁側にスリット設置)	(建築構造) 36,500 千円 (外壁側にスリット設置) 38,420 千円 (内壁側にスリット設置)
	(建築設備) 19,530 千円	(建築設備) 19,530 千円
	(総計) 26,930 千円 (外壁側にスリット設置) 28,850 千円 (内壁側にスリット設置)	(総計) 56,030 千円 (外壁側にスリット設置) 57,950 千円 (内壁側にスリット設置)

※ スリットは, 外壁側と内壁側どちらにでも設置できる。外壁側のスリットは, コストは安い
が雨水が進入しやすいという欠点がある。

京都府において、159施設が耐震改修の必要性を指摘されている。体育館もこのなかに含まれている。既述のように、体育館には多くの府民が集い利用することから、早急に改善措置を施さねばならないことはいまでもない。しかしながら、体育館においては、平成15年12月現在、改修工事が施工されていない状況である。

5. 人件費と人員配置の問題

平成15年3月末日現在、体育館の職員数は17名であり、内訳については、行政職給料表の適用を受ける職員（以下、行政職員という）12名、教育職給料表の適用を受ける職員（以下、教員併任の職員という）4名、嘱託職員1名である。以下は、体育館にかかる過去5年間の人件費と、それが各年度の収入および支出に占める割合である。

(単位：千円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
報酬	0	1,678	1,686	3,810	1,561
給料	51,949	54,735	55,080	59,823	60,278
職員手当等	48,220	49,273	48,777	52,365	51,931
共済費	15,408	16,724	17,917	18,775	18,350
賃金	0	809	1,079	0	0
人件費計	115,578	123,221	124,539	134,774	132,121
支出合計	212,264	206,856	204,040	200,757	197,442
(人件費／支出)	54.4%	59.5%	61.0%	67.1%	66.9%
収入合計	54,749	53,412	47,668	54,420	47,986
(人件費／収入)	211.1%	230.6%	261.2%	247.6%	275.0%

※ 報酬は、嘱託職員にかかる給与である。

※ 賃金は、臨時職員にかかる給与である。

※ 教員併任の職員にかかる人件費は上記に含まれていない。

上の表から明らかなように、人件費について、これが全支出のうちに占める割合は、毎年50%以上の高い数値となっている。しかも、その支出額も構成比（全支出の中に占める割合）も、毎年確実に、増加傾向にあることがわかる。

さらに、人件費を収入額との関わりで見ると、それは収入の2倍以上になっており、しかも、その率は毎年、増加傾向にある。平成14年度においては、人件費は総収入の3倍弱にまで達している。換言すれば、体育館の収入は、その人件費の4割にも満たないものとなっているのである。

付言するならば、教員併任の職員にかかる人件費（給料、手当、共済費）については上記の人件費に含まれてはならず、これを含めて考えれば、人件費のウェイトは、さらに高くなるものとみられる。

つぎに、職員の平均年収と勤続年数の関係性を調べるため、平成14年度（平成14年4月1日～平成15年3月31日）の給

与支給額について、以下の分析を行った。

(単位：千円)

	行政職員	教員併任の職員	計
基本給※	60,278	18,778	79,056
諸手当※	49,705	13,016	62,722
うち時間外手当※ (教職員特別手当)	1,950	654	2,604
総支給額※	109,983	31,794	141,778
人数	12	4	16
平均年収	9,165	7,948	8,861
平均勤続年数	27	16	24
勤続 30 年以上の職員 全職員	58% (7名)	0%	44%

※ 行政職員および教員併任の職員それぞれの支給合計である。

※ 勤続 30 年以上の職員数は、平成 15 年度の数値である。

上記の分析および並行して行った現地視察の結果として、人件費および人員配置については、体育館に配置されている職員のうち、行政職員はいわゆるベテラン職員が多く、その平均年収が非常に高いものとなっている。全職員の平均は8,861千円、管理職を含む行政職員の平均は9,165千円である。

体育館には、基本給が非常に高いベテラン職員が多い。体育館では、職員の44%が勤続30年以上のベテラン職員である。職員の給与は、勤続年数が長くなるにつれ、基本給が次第に上昇していく仕組みになっているため、勤続年数の長い職員は、それに見合っただけで年収が多くなるのである。

さらには、人件費(率)がより増大する主たる契機の一つは、ベテラン職員が多い反面、若い職員が少ないことにある、と思慮されるところである。

6. 備品購入の効果

以下は過去 5 年間に於ける備品購入の状況である。

1 台500万円を超える電光得点表示板が 3 回に分けて購入されているものの、その他については、古くなったスポーツその他の機械・器具の買替えによるものが中心であり、金額も比較的少額なものが多い。

備品購入の状況

(単位：千円)

実施年度	内容	金額	計
10 年度	自動券売機	787	9,467
	電光得点表示板	7,000	
	ガス立体炊飯器	273	
	エアロバイク (4 台)	1,197	
	その他 20 万円以下のもの	210	
11 年度	電光得点表示板	5,880	9,532
	電動式トレッドミル	805	
	トレッドミル	476	
	体力診断コンピュータ	1,207	
	全自動血圧計	473	
	その他 20 万円以下のもの	689	
12 年度	電光得点表示板	5,649	7,131
	パソコン	353	
	その他 20 万円以下のもの	1,129	
13 年度	電動式ウォーカー	805	2,161
	業務用冷蔵庫	409	
	その他 20 万円以下のもの	946	
14 年度	電動式ウォーカー	805	1,483
	エアコン	217	
	その他 50 万円以下のもの	460	

平成11年度の体力診断用コンピュータ1,207千円については、「健康体力相談」用として購入されたものであるが、翌年の12年度において54人の相談参加者を確保できたものの、次年度以降は参加者が減少傾向にある。十分な投資効果が発揮できるよう、その活用方法を検討されたい。

7. 時間外勤務に対する管理の実態

体育館における時間外勤務の確認および記録については、京都府が定めた「時間外勤務等の事前命令手続等に関する要領」(以下「時間外勤務等の要領」という。)に基づいて行われている。

「時間外勤務等の要領」によれば、「所属長は、業務の緊急性、進捗状況等を考慮して、所属職員に時間外勤務等を行わせる必要があると認めるときは、当該職員に対して、事前に時間外勤務等の命令を行う。」とある。

事前命令制度は、終業時刻の確認および記録を自己申告制により行う趣旨ではないことから、所属長等は終業時刻を現認しない場合には、翌朝、職員の終業時刻を確認することにより、実態を正確に把握し、事前命令を変更する必要があるときは「時間外・休日勤務命令簿」により、修正命令を行わなければならないことになっている。

体育館は交替制勤務のため、時間外勤務が非常に少ないが、上記の「時間外勤務等の要領」への合規性を中心に確認を行った。この結果、体育館の時間外勤務にかかる命令については、つぎのふたつの方法により行われていることを確認した。

職員会議や業務計画に基づき、各職員の勤務の割り振りを事前に決め、当日命令を出す方法(興行や催し物の準備等)。

急を要する対応のため、係長等が判断の上、命令を出す方法。

8. 備品の管理と保管状況

体育館においては、備品等登録表に登録されている備品について適正な保管および管理が行われているのか、備品等登録表と現物の突き合わせを行うとともに、その保管状況を確認した。以下はその結果である。

(1) 備品管理上の問題

備品の管理は、基本的に保管場所ごとになされている。体育館の場合、建築延床面積14,035.61㎡の非常に大きな施設であるため、施設全体をエリア分けして備品の管理が行われている。また、保管場所を特定していない備品がある。

「備品等登録表」をもって施設にあるすべての備品の管理が十分に行えるような小さな施設はともかく、体育館のように保管場所を多くのエリアに分けなければ備品の管理が適切になしえない大規模な施設においては、保管場所が特定されていない備品が存在するという現状は問題であり、効率的な管理方法を工夫すべきである。

(2) 保管上の問題

担当者の立ち会いのもと、現物確認を試みたが数量が多く、また、備品の把握が完全にはなされていないため、現物確認を十分には行い得なかった。担当課は、定期的に現物確認を行うなど、適正な備品管理が為しうよう改善措置を施す必要がある。

(3) 手続上の問題

登録表記載の保管場所に保存されていない備品が少なくはなかった。実態に合わせた保管場所に、登録表を修正する必要がある。

規定上、備品はすべて、管理用のシール等を貼ることとされている。しかし、シールが貼られていなかったり、外れていたり、あるいは、シールの番号が消えているものが見受けられた。また、壁にシールが貼られていることもあった。

備品にシールが貼られていない理由は、「マットやビニールシートなど、備品の素材によってシールを貼ることができないものがある」とのことであったが、シールを縫いつける等、シールを付けるための工夫を行うべきである。

登録表のうえでは、過去に「廃棄」として処理されたマットが保管されていた。「急な使用のために余分を置いてある。」とのことであったが、それならば「廃棄」として処理するのではなく、実態に合わせた管理を行う必要がある。

(4) 保管管理の問題

現在使用しておらず、今後も使用する可能性がないとみられる備品(冷蔵庫、医療関係備品)が救護室に収納されていた。使用できないような備品であれば、「廃棄」処分し、設備をより有効に、より快適に活用できるように改める必要がある。

9. 救護室の実態

健康体力相談室の一部は、カーテンで仕切られ、救護室となっている。救護室には、ベッドが配置されており、気分が悪くなった人を休ませることになっている。しかし、救護室のベッドの上には、大きなダンボール箱が置かれるなど、物置と見間違ふような使われ方をされている。

競技中の怪我等の場合、動かさずに対処することから、救護室が使用されることは少ないとのことであるが、本来的に、救護室は、施設のなかで最も衛生的であるべきであり、利用者たる府民の視点に立って、改善措置を施す必要がある。

10. 資料室の使用状況

資料室は、主に職員用として使用されることが予定されている。資料室には、体育、スポーツ、レクリエーション等に関する文献や資料が収納されている。

概観すると、開館の際に資料室用として用意された書物が、ただ並べられているように見受けられた。また、その後、書物が新しく追加されているような形跡もなかった。体育館には、新しい書物を補充するような財政的余裕はなく、資料室としての存在意味自体が問われているといえる。

現状では、体育館登録のクラブや、体育館が育成したスポーツ・ボランティア団体の定期的な使用に用いられている程度である。

体育館においては、資料室という空間のあり方や用途を見直し、利用者がより有効に活用できるよう検討すべき必要があるであろう。

11. 現金の管理

現金は、手提げ金庫の中に保管されている。担当者は、1日の業務が終了するとともに、その日の入金額と金庫のなかの現金残高をチェック、金種表を作成、「現金保管承認簿」に当日現金残高を記入し、担当印を押印、手提げ金庫を大金庫（ダイヤル式の年代物の金庫）の中にしまい鍵をかけることとなっている。

手提げ金庫のなかの公金については、担当者が、毎朝、大金庫から出したときに、現金残高を確認し、検算印を押印する。確認の結果、担当者の検算印が1ヶ所ぬけていた。印鑑を押し忘れたにすぎず公金の管理に問題はないものと考えられる。

12. 旅費の精算時期

監査人が旅費関係について確認したところ、旅費の計算は、旅費条例および施行規則にそって適正に行われていた。精算の手続きについては、「管外出張伺簿」および「市内出張伺簿」により確認した。出張者は旅費を受領すると同時に「出張伺簿」に受領印を押印する。管外出張について、精算は滞りなく行われていたが、市内出張分については、半年近く前のものでも未精算のものがあつた。1回の出張にかかる旅費が少額であることから、ある程度金額がまとまった段階で精算しているとのことであつたが、このようなやり方は、旅費精算にかかる継続管理を複雑にさせる可能性があるため、精算の時期についての規定を設けるべきである。

13. 財務状態の把握および未収入金の管理状況

監査人が、監査日までの収入累計を照会したところ、すぐにはわからず、数字がわかるまでに数日を要するという実態があつた。

体育館では、毎年12月1日から12月25日にかけて、次年度（4月1日から3月31日）の競技場の使用（全面使用）に関し募集を行っている。使用の仮決定を受けた申請者は、使用の10日前までに使用承認申請書を提出し使用料を納めることとされているが、使用料が高額になる場合には、体育館から郵送される納付書により使用料が支払われる。体育館では、納付書を郵送した申請者について「徴収整理台帳」へ記入を行い入金までの管理を行っている。「徴収整理台帳」は、企業経理でいうところの売掛帳のようなものである。

この「徴収整理台帳」を調査したところ、事務手続きの遅滞により、入金がなされているにもかかわらず、収納年月日の記入がもれているものが1件見られたが、債権管理は概ね適切に実施されているものと考えられる。

14. 会計システム上の問題

(1) 収支状況の把握不能

体育館にかかる支出のうち「教員併任の職員（嘱託職員を除く）の人件費」および「大規模修繕の費用」については、本庁等で執行されているため、体育館として数字を把握することができない。施設全体としての収支状況については、最終的な京都府の決算書を見ても明らかにはならない。この状況は、現場職員にとって、施設経営に対する関心や、財務内容に対して問題意識が高まらない主要因の一つになっているものと思慮されるところである。

(2) 科目の内訳がわかる帳票の不存在

現在の会計システム上、科目の内訳がわかる帳票、つまり企業会計でいうところの総勘定元帳にあたる帳票が存在しない。総勘定元帳に似た帳票はあるが、取引日と金額、支払先はわかるものの肝心の取引内容が出ていない。電算処理に用いられる伝票（支出命令票）には、「支出負担内容」や「支出内容」の欄がもうけられており、取引の内容を詳細にわたって（ボード用マーカー20本等）記入されているにもかかわらず、その内容が帳票に出力されてこない。

適正な予算執行には、過去の支出状況の確認が必要であると考えるところである。民間企業の多くは、低迷する経済情勢のなかで、少しでも経費を切りつめるため、前期の支出内容を検討しつつ経費節減の努力を続けているのである。

この度の監査にあたっては、時間的制約のため、修繕費、備品購入費等、必要最小限の科目に限定して、担当者に内訳の作成を依頼した。内訳の作成手続きは、1年分の「支出命令票」のなかから、該当する取引を抜き出していくという作業で、しかも、手作業であることから数値記載の誤謬が発生した。このような集計作業は非常に無駄であり、必要なデータの入力を行っているのであるから、入力データを適切に出力しうよう会計システムを改善することにより、適切な管理運営に役立てる必要がある。

15. 広報活動に対する姿勢

体育館の広報活動については、以下の二つの方法により行われている。

- (1) 京都府広報課より発行されている「きょうと府民だより（月1回発行）」
- (2) 体育館が独自に作成している「京都府立体育館ガイド（月1回発行）」および「スポーツ振興事業のご案内（年1回発行）」

(1)の「きょうと府民だより」については、体育館で行われるスポーツ振興事業の予定が記載されており、京都府民に対し、新聞折り込みで配布されている。

(2)の「京都府立体育館ガイド」および「スポーツ振興事業のご案内」について、内容は「きょうと府民だより」と同様にスポーツ教室の案内であるが、京都府内の体育施設や府立の施設等に行かなければ見ることはできない。

昨今は、企業の広告媒体としてホームページの利用が一般的なものとなっているが、体育館のそれは、場所や利用時間、施設の内容が記載されているだけで、肝心のスポーツ振興事業についても説明はされておらず、施設内部の写真はたった1枚掲載されているだけである。

府立体育館の目的は、京都府のスポーツ振興の拠点として府民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、いつでもだれでもスポーツを経験し楽しむことのできる環境づくりをすることではないだろうか。体育館の目的からすれば、広報活動に関して、今まであまりスポーツをした経験のない府民、長年スポーツをしていなかった府民等が、スポーツに対する興味を持ち始めたとき、体育館の広報を見て、スポーツ振興事業に参加してみようと思う気持ちを起こさせるような展開がなされなければならない。しかるに、現在の体育館の広報活動のスタイルは、積極性に欠けるものとなっている。

だからこそ、体育館においては、今日一般的に普及したインターネットとホームページを通じて、府民が体育館やスポーツに対する興味をより高めることができるよう、その内容を豊富にするとともに、ホームページへのアクセス数が飛躍的に伸びるような仕掛けを探究し講じる必要がある。体育館のホームページが府民に定着することを通じて、体育館の存在それ自体が、府民の意識のなかに定着することになるであろう。

16. 利用者の地域偏在性

体育館の利用者は、京都市北区、右京区、左京区、中京区といった体育館から比較的近いところに居住している「京都市民」が中心であると思われる。今後の体育館のあり方や府の関与の妥当性を検証するうえにおいて、体育館利用者の地域偏在性にかかる分析が必要である。しかし、過去にそのような分析をしたデータは存在しないということであった。

利用者の地域偏在性については、施設の経営を行っていくなかで、利用者のニーズを知り今後の事業計画の参考にもできるという意味において必要不可欠な情報である。府民のために運営されている公共施設としては、利用者の地域分析やニーズ等、利用者の動向を知るための情報を入手するなど、積極的に力を注ぐべきである。今日では、インターネットの普及を通じて、従前より相当安価に、市場調査を行えるシステムが開発・提供されている。情報技術を駆使し、新たな時代における体育館のあり方を模索する時期に来ているといえるであろう。

. 監査の結果

監査の結果はつぎのとおりである。

1. 入札にかかる予定価格の見直しと委託業務の履行

- (1) 設備・保安・清掃業務の入札制度における予定価格を見直し、適正な市場価格に設定されているかを十分に吟味すべきである。
- (2) 予定価格は適正に設定されているものの、厳しい経済情勢から、落札業者が予定価格に対し著しく低い金額を提示し落札される場合がある。とくにこの場合は、落札業者が契約通りの業務を履行できているかどうか、現場の職員が徹底した監督を行い、適切な履行がなされなければ、契約に基づいた契約解除を視野にいれた検討を行う必要がある。

2. 改修工事の計画性

冷暖房設備改修工事（投資額1.8億円）をめぐっては、フロン対策という事情があったものの、現状では用意された設備がその能力を十分に発揮しているとは言い難いと考えられる。

今後、高額な設備の整備に当たっては、上述と同様の事態を招くことがないよう、その必要性和効率性（投資額とその活用度合）を十分に吟味しながら、検討を行う必要がある。

3. 耐震調査後の改修工事の未着手

京都府において、159施設が耐震改修の必要性を指摘されている。体育館もこのなかに含まれている。既述のように、体育館には多くの府民が集い利用することから、早急に改善措置を施さねばならないことはいままでもない。しかしながら、体育館においては、平成15年12月現在、改修工事が施工されていない状況である。改修工事を計画・実施する必要がある。

なお、府立施設において、改修工事等がなされた施設は、その必要性のあるもののうち、25%に相当する40施設にすぎない。

. 監査の意見

ここでは、体育館にかかる監査結果をもとに、問題点および改善事項について整理することにする。

1．収入に関する指摘および体育館の目的の堅持

体育館の収入にかかる問題点および今後の収入の増加策については以下のとおりである。

(1) 稼働率について

稼働率はほぼ100%であり、稼働率をアップさせることによる収入の増加は見込めない。

(2) 使用料について

使用料は、開館から現在に至るまで適正に改訂が行われており、他府県の類似施設との比較においても問題とすべき点はない。これ以上の値上げについては、府民から相当な反発があるものと予想され、実質困難である。

(3) 興行収入について

まとまった収入を確保するための方法のひとつとして興行収入を増やすという方法がある。しかし、財政が厳しいことだけを理由に、興行を優先にすることは、府民のスポーツ振興が妨げられることになり、体育館の存在意義を否定することにつながるため、積極的な推進には同意できない。

2．組織・人員配置の見直し

人件費の全支出のうちにしめる割合については、例年50%以上の高い数値となっており、その額も構成比も、毎年、確実な増加傾向にある。さらに、人件費を収入額との関わりで見れば、人件費は、収入の2倍以上になり増加傾向にある。平成14年度をみれば、人件費は総収入の3倍弱にまで達しているのである。しかも、教員併任の職員にかかる人件費（給料、手当、共済費）については上記の人件費に含まれてはならず、これを含めて考えれば、人件費のウェイトは、さらに高くなるものとみられる。

体育館においては、事業運営の効率性を向上させるため、常勤職員の配置にこだわることなく、業務の質や季節の繁閑等に応じ、臨時職員の採用や派遣労働者の受入を行うなど、効率的かつ柔軟な組織体制への移行を進めるべきである。

繰り返すまでもなく、管理職などのベテラン職員が多い反面、若い職員が少ないことから、人件費率が高くなっている。交替制勤務や、土曜や日曜の出勤があり、ローテーションの維持のため、一定の人員確保は必要であろう。しかし、現在の直営システムの下で、収支の状況を改善するためには、行政経験の浅い若い職員の割合を増やす等の対策を施しつつ、人件費率を相当抑制する必要がある。さらに、体育館は、スポーツ施設として行政が直営で運営する必要性について、あらためて検討する必要がある。

3．備品管理の徹底

体育館においては、規模的な問題と備品にかかる電算処理の不十分さから、徹底した備品の管理が行われているとは言えない。今後は、以下の事項を検討のうえ、効率的な備品管理を行っていくべきである。

(1) すべての備品について、保管場所の登録を義務づける等により、備品の管理が効率的に行われるよう電算処理をする。

(2) 備品について、保管場所の変更、除却が生じた場合には、登録表の変更作業を必ず行うよう徹底する。

(3) 備品の管理が手続どおり、適切に管理されているかどうかを確認する必要がある。定期的に現物実査を実施し、その管理状況を確認する。

4．会計システムの改善

現在の会計システムにおいて、以下の問題点がある。

(1) 収支状況の把握不可

施設を運営していくうえで必要とされる支出の一部が、本庁等による執行となることから、施設の最終的な収支状況が施設ごとに把握できない。

(2) 総勘定元帳の不存在

科目の内訳がわかる帳票、つまり、総勘定元帳が存在しない。特定の科目について取引内容の内訳を調べるためには、支出命令票からの集計作業が必要となる。上記の事項については、現在のシステムについては再度検討し改善を実施すべきである。

5．広報活動の強化

府立体育館の目的は、京都府のスポーツ振興の拠点として府民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、いつでもだれでもスポーツを経験し楽しむことのできる環境づくりをすることである。そのためには、府民がスポーツに対する興味や欲求を持ったとき、京都府におけるスポーツ振興事業の情報をすぐに得ることができるような広報活動を展開していなければならない。

現在の広報活動の状況では、府民にスポーツや体育館に関する必要な情報が提供できるものとはなっていない。

だから、体育館においては、インターネットとホームページを通じて、府民が体育館やスポーツに対する興味をより高めることができるよう、その内容を豊富にするとともに、ホームページへのアクセス数が飛躍的に伸びるような仕掛けを探究し講じる必要がある。体育館のホームページが府民に定着することを通じて、体育館の存在それ自体が、府民の意識のなかに定着することになるであろう。

6．利用者の地域偏在性にかかる調査の実施

体育館においては、施設利用者の地域偏在性にかかる分析を行った経験が一度もなく、データも存在しない状況である。利用者の地域偏在性は、施設の経営を行っていくなかで、利用者のニーズを知り今後の事業計画をたてるうえでも非常に参考にもなるものであるため、効率的なデータ収集方法を検討したうえで調査を実施すべきである。

今日では、インターネットの普及を通じて、従前より相当安価に、市場調査を行えるシステムが開発・提供されている。情報技術を駆使し、新たな時代における体育館のあり方を模索する時期に来ているといえるであろう。

7. 経営の効率性についての検討

以上、体育館にかかる運営事業実態ならびに問題点の検討を行った。そこで、つぎに、体育館が健全で効率的な経営を行っていくためにはどのようにすべきか、経営の効率性の観点から検討を加えることとしたい。

体育館においては、先述のとおり、例年支出が収入を大きく上回り著しく不採算な状態が継続している。現在の財政状況を少しでも改善すべく、収入の増加策その他の方策について検討した。

(1) 貸室収入の増加

会議室については、興行や大会等、競技場の全面使用とあわせて使用される以外での単独使用が少ないため、年間を通して非常に空きが多くなっている。

最近では、厳しい経済情勢からか、民間企業では固定費節減の一環として家賃負担を縮小するため規模の小さな事務所に移転するケースが多くなっている。こういった企業は、会議室を保有していない場合が多く、したがって会議の際には、市内の施設やホテルの会議室等を高い費用を支払って借りるなどしている。

体育館においては、81名収容の会議室が午前9時から午後9時までの12時間使用で14,000円と、非常に使用料が安価に設定されていることから、広報活動さえうまく展開することができれば、経費節減のため利用を希望する企業は少なくないと思われる。今後は、府民だより等の広報誌とホームページとを最大限に活用することにより募集活動を積極的に行い、会議室の貸付けによる収入を増やしていただきたい。

(2) スポーツ振興事業収入の増加

体育館は、府のスポーツ振興の拠点として積極的にスポーツ振興を推進しているが、スポーツ振興事業にかかる収入が減少している。この件について、体育館による具体的な調査はなされていないが、監査人は、その原因を、「府民のスポーツに対する意識レベルが高まりとともに、民間においてスポーツ環境が整備されたことにある」と考え、以下にその理由を述べる。

体育館の開館当時には、府民のスポーツに対する欲求を満たすことのできる施設はそう多くなかったため、体育館はスポーツ活動の場としてスポーツに対し欲求のある府民にとって積極的に利用されてきた。しかし、昨今、民間での整備が相当進み、また健康ブームにも後押しされて、民間のスポーツ施設が急増した。民間の施設においては、毎月定額の会費を納めることにより、会員はいつトレーニングジムに行っても、トレーナーから自分自身の目的に合った運動方法や器具の利用方法について指導を受けることができる。

このようなジムでは、ヨガやエアロビクス等の数々のメニューが用意されており、自由に参加することができる。また、たいいていのスポーツ施設ではプールが完備されており、プールにおいても様々なカリキュラムが会員のために用意されている。運動のあとは、サウナや風呂で汗を流すこともできる。自分自身の健康に関心を持ち、楽しみながら健康を保持・増進できるスポーツを積極的に生活のなかに取り入れようとする府民の人口は昨今ますます増加しているものと思われる。

しかしながら、体育館の「スポーツ振興事業」に類似した事業が民間において行われているため、府民にとっては、わざわざ体育館に行って実践する必要がなくなってきた。体育館のトレーニングジムの費用は1回350円、毎日通う人の場合、1ヶ月の料金(1ヶ月30日うち4日休館日で26日利用の場合)は9,100円になるのである。

各種スポーツ教室の受講料については、別途料金が設定されているため、トレーニングジムに毎日通いながら、毎週1回「レディスシェイプアップエアロ」(1回300円)を受講した場合、1ヶ月の料金は10,300円である。京都市内の民間スポーツ施設の月会費が概ね1万円弱であることと比較すれば、トレーニングジムやプール、サウナに風呂まで完備されている民間施設のほうが体育館よりも割安に感じられる府民は案外多いのではなかろうか。

体育館が府のスポーツ振興の拠点として他の施設の範として存在し続けるためには、現在行われている初心者のための教室や、ホワイエ等のスペースを有効利用した「スポーツ振興事業」の充実を企画しなければならない。そのためには、民間の施設と競合するのではなく、民間施設にはできない府民にとって魅力的な「スポーツ振興事業」を企画していく必要があるであろう。

たとえば、民間施設にはとても真似のできない「広さ」という特徴を利用することもひとつの方法である。広い空間を利用し、バスケットボールやバレーボール等の有名なスポーツ選手を招き、スポーツ教室を開催するといったイベントも考えられる。また、体育館には、身体障害者用の非常にきめ細やかな施設整備が施されている。民間施設にはあまり見られないこの特徴を活かして、現在も行われているスポーツをする機会の少ない障害者のため様々なスポーツ教室をさらに充実したものに企画・改善を施せば、障害者にスポーツを楽しむ機会を提供することもできる。

ホームページや府民だより等の広告を利用する等、広報のあり方や、その展開方法についてさらなる工夫を実施し、ホームページ等へのアクセス数を延ばす措置を展開すれば、それによる情報流通を通じて、多くの府民がスポーツ振興

事業に参加する可能性も広がるものと考えるところである。

(3) ネーミング・ライツ（施設命名権）の導入

ネーミング・ライツとは、スタジアムやアリーナにスポンサー企業の社名やブランド名を付与するもので「施設命名権」と呼ばれ、アメリカでは、プロスポーツ施設の建設・運営資金調達のための重要な手法の一つとして定着している。

わが国では、味の素㈱が東京スタジアムの命名権を5年間12億円で取得している例（味の素スタジアム）や、ソフトバンクBB㈱とヤフー㈱が神戸市所有の「グリーンスタジアム神戸」の命名権を2年間2億円で取得している例（Yahoo! BB STADIUM）がある。

京都府において、体育館にかかる管理運営費をネーミング・ライツ方式で補っていくことは、体育館の厳しい財政状態を立て直すことができるだけでなく、広い意味で、つぎのようなメリットがあると考えられる。

公共スポーツ施設の新しい運営のあり方を提言できる。

低迷する京都の経済社会を活性化させることに貢献できる。

スポンサー企業にとって、経営戦略の一環としてのブランド力の強化、会社イメージを大いに向上させることができ、公と共の新しい関係を構築することができる。

「税金で作った施設を特定企業の利益のために使っていないのか。」という指摘もあるが、ネーミング・ライツ方式は、企業にとって社会貢献のひとつとして地域社会との協調を図りつつ、公共スポーツ施設の新しいあり方を提言できる方法として期待できる。

京都府のスポーツ振興計画については、現在、内容の検討が重ねられており、平成15年度末には策定される予定である。計画においては、府民のスポーツ振興を今後どのように進めていくべきかを中心に検討がなされていると思われるが、府立体育館については、今後どのような「スポーツ振興事業」を行い、府のスポーツ振興の拠点としての役割を果たしていくべきかについて、具体的な方策を見いだしてほしいものである。

・提言

監査の結果および意見については以上のとおりである。ここでは、体育館における現状の問題点を参考に、今後の運営方法について、いくつかの可能性を検討してみた。今後の参考になれば幸いである。

体育館の現在の運営状況についてはつぎのような問題があり、決して効率的な経営が行われているとは言えない。

(1) 管理方法の問題

現状の管理方法について、いくつかの問題がある。

(2) 財政上の問題

例年1.5億円もの支出超過の状態が継続しており、財政的に非常に厳しい状態が続いている。施設は建設から30年以上が経過し老朽化が相当進行しているため、修繕等の維持費も今後ますます増加し財政状態はさらに悪化するものと予想される場所である。

(3) 府の関与の必要性の問題

体育館は、府民の健康で文化的な生活の向上に寄与すべく昭和46年に建設され、京都府のスポーツ振興の拠点としてその役割を果たしてきた。しかし、昭和63年に開催された京都国体を契機として、京都府内には多くのスポーツ施設が建設された。京都市をはじめとする公立施設や民間施設等の充実により、市町村および民間等が果たすことのできるスポーツ振興の役割が増大していることから、府の関与のあり方を検討する時期に来ているといえよう。

(4) ニーズに合ったサービス提供の問題

近年は高齢化社会が進展し、また府民の生活水準も高くなったことから、人々は健康に留意しながら自分の時間を楽しむという生活の質の充実を目指すようになった。それにつれて、スポーツの果たす役割は増大し、府民のスポーツ施設に対するニーズも多様化しているため、ニーズに合致したサービスを体育館で提供することが必要不可欠になってきている。

以上のような結果から、体育館という施設そのものについては、京都府のスポーツ振興の拠点という立場からも今後でも残していくべきものであるが、その運営に関しては、広域行政主体たる京都府が今後も直営管理運営方式を続けていく必要はないのではなからうか、と思慮するところである。

今後、体育館が、府民が必要とする公共サービス提供しつつ、健全で効率的な運営を続けていくためには、以下の運営方法を検討すべきである。

(1) 京都市への移譲

あくまでも監査人の推測ではあるが、体育館の利用者の大半は、京都市民である。この状況から判断すれば、体育館の運営については、京都市が行ってもおかしくない。

しかし、京都市においては、既に十分と言えるだけのスポーツ施設を備えており、また財政的にも非常に厳しい状態である。よって、京都市への移譲については難しいと考えられるが、利用実態を調査した上で、粘り強く働きかけることを検討すべきである。

(2) 民間への委託

「指定管理者制度」その他の方法により、民間企業に施設の管理運営を委託する方法である。全国で3,000席以上の観客席をもつ都道府県立体育館にかかる施設運営状況について京都府でアンケートを実施した結果、該当施設38のうち31施設については、財団法人に施設の運営が委託されており、地方自治体で直接管理運営を行っているのは7施設のみであった（添付資料7．参照）。

体育館は公共施設であることから、民間に委託したとしても、利用料金に制限を設ける等一定の措置を講ずる必要があり、経営上完全に企業の裁量に委ねるといってもいわず、不採算部門については当然補填が必要になるとされる。しかし、民間への委託は、経営に民間企業的な視点をとり入れることができることから、経営内容が改善される可能性も生まれるという意味で意義あるものとする。

民間への委託については、受託機関として、NPO（Non Profit Organization）への委託も視野にいれて検討すべきである。NPOに委託する場合については、NPO自体が会員数増大の意思を内包するため、委託金額にかかわらず自動的に利用者を拡大することが期待できる。一方で、NPO自体がまだ少ないうえに、スポーツ施設運営のノウハウを持つ団体はさらに少ないため、適切な委託先を見つけることが非常に困難になることも同時に予想されるが、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」の理念に沿って、社会貢献活動を一層促進する中で、NPOを育成していくことが望まれる。

体育館においては、府民のニーズに合致した公共サービスを提供し続けるとともに、施設のランニングコストを節減し、累積債務および府からの管理運営費の補填増大をくい止めることができるような施設の運営方法の検討が強く望まれる。

以 上

添付資料

添付資料1. 京都府立体育館使用料

平成4年4月1日施行

施設	使用区分			使用時間		午 前 の 部	午 後 の 部	夜 の 部	全 日			
				午 前 9 時 正 午 まで	午 後 1 時 5 時 まで	午 後 6 時 9 時 まで	午 前 9 時 午 後 9 時 まで					
第1 競 技 場	全 面 使 用	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	平 日	円	14,900	円	19,700	円	24,900	円	53,600
				土曜・日曜 及び祝日	17,700	23,500	29,800	63,900				
			その他催物 に使用する 場合	平 日	59,300	78,300	99,500	213,400				
				土曜・日曜 及び祝日	71,000	93,700	119,400	255,700				
		入場料を徴収し、又はこれに 類する取扱いを する場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	平 日	45,400	59,500	76,100	162,900				
				土曜・日曜 及び祝日	54,400	71,700	91,300	195,700				
			その他催物 に使用する 場合	平 日	148,200	195,500	248,700	533,200				
				土曜・日曜 及び祝日	169,800	224,200	285,300	611,400				
		営利を目的とする場合				平 日	235,100	310,400	395,000	846,500		
						土曜・日曜 及び祝日	283,000	373,500	475,400	1,018,700		
部 分 使 用					4,900	6,300	8,000	—				
第2 競 技 場	全 面 使 用	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	平 日	5,900	7,800	9,900	21,200				
				土曜・日曜 及び祝日	7,100	9,400	11,900	25,600				
			その他催物 に使用する 場合	平 日	9,000	11,700	14,900	32,000				
				土曜・日曜 及び祝日	10,700	14,100	17,900	38,400				
		入場料を徴収し、又はこれに 類する取扱いを する場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	平 日	5,900	7,800	9,900	21,200				
				土曜・日曜 及び祝日	7,100	9,400	11,900	25,600				
			その他催物 に使用する 場合	平 日	10,700	14,100	17,900	38,400				
				土曜・日曜 及び祝日	12,900	17,000	21,500	46,300				
		営利を目的とする場合				平 日	17,700	23,500	29,800	63,900		
						土曜・日曜 及び祝日	21,700	28,700	36,500	78,200		
部 分 使 用					2,800	3,700	4,700	—				
トレーニングルーム（個人使用に限る）					350	350	350	—				
会 議 室	第1会議室（定員16名）				1,300	1,500	1,500	3,900				
	第2会議室（定員81名）				3,700	5,900	5,900	14,000				
	第一競技場の全面使用との併用使用				1,300	1,900	1,900	4,600				
	第3会議室（定員24名）				2,200	2,800	2,800	7,000				
	第4会議室（定員81名）				3,700	5,900	5,900	14,000				
第一競技場の全面使用との併用使用				1,300	1,900	1,900	4,600					

- 備考 1 上記のほか附属設備を使用される場合は、別に定めた使用料が必要です。
 2 施設及び設備を準備または撤去のために使用される場合は、それぞれ2分の1に相当する金額が必要です。
 3 減免対象に該当した場合、所定の申請手続きをされると使用料が減免されます。